4　漁獲実績報告書
　3の第一号、第四号又は第六号の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。
5　承認証の再交付の申請
　承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。
6　承認の取消し
　委員会は、承認を受けた者が、法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。
7　指示の有効期間
　この指示の有効期間は、平成二十七年一月一日から平成二十九年一月三十一日までとする。
8　その他
　この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定めるところによる。

別表1

都道名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業（海区承認）
東京都	かつお・まぐろ漁業（知事許可）

別表2

都道県名	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 （〒983－0842　宮城県仙台市宮城野区五輪1－3－15仙台第3合同庁舎8階）
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁本庁 （〒100－8907　東京都千代田区霞が関1－2－1）
東京都	
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
和歌山県	
徳島県	
高知県	
愛媛県	
大分県	
宮崎県	

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業承認証

承認番号	
住所	
氏名	
船名	
漁船登録番号	
承認期間	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで

平成　年　月　日

太平洋広域漁業調整委員会会長　㊞

備考：用紙は、日本工業規格Ａ６とする。